

天草市高齢者保健福祉事業 審議会の役割等について

審議会設置目的について

【天草市高齢者保健福祉事業審議会条例】

第1条 天草市高齢者保健福祉事業及び天草市介護保険事業を円滑に推進するため、天草市高齢者保健福祉事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

※合併当初の平成18年より設置されている。

審議会委員について

任期：3年（令和6年7月1日～令和9年6月30日）

○識見者

- ・有識者（1）

○社会福祉

- ・民生委員代表（1）
- ・社会福祉協議会代表（1）

○被保険者及び住民

- ・まちづくり協議会代表（1）
- ・老人クラブ代表（1）
- ・婦人会代表（1）
- ・20歳から64歳の市民代表（1）
- ・65歳以上の市民代表（1）

○保健医療

- ・医師会代表（1）
- ・歯科医師会代表（1）
- ・薬剤師会代表（1）
- ・市立病院代表（1）

○介護保険

- ・居宅介護支援事業所代表（1）
- ・居宅サービス事業所代表（1）
- ・介護保険施設代表（2）
- ・看護・保健・福祉専門職（1）
- ・リハビリテーション等専門職（1）

※（ ）は人数

所掌事務

【天草市高齢者保健福祉事業審議会条例（第2条）】

- (1) 天草市高齢者保健福祉計画及び天草市介護保険事業計画の策定に関すること
⇒天草市高齢者保健福祉計画及び天草市介護保険事業計画作成委員会
- (2) 天草市地域包括支援センターの運営に関すること
⇒地域包括支援センター運営協議会
- (3) 天草市の地域密着型サービスの運営に関すること
⇒地域密着型サービス運営委員会
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高齢者の保健福祉及び介護に係る施策の推進に関すること

天草市高齢者保健福祉計画及び天草市介護保険事業計画作成委員会としての役割

【介護保険法】

(基本指針)

第百十六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

二 市町村介護保険事業計画において介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

天草市高齢者保健福祉計画及び天草市介護保険事業計画作成委員会としての役割

【厚生労働省告示「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」】

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備

(二) 市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催

学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者（第一号被保険者及び第二号被保険者を代表する者をいう。）、介護給付費等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い関係者から構成される市町村介護保険事業計画作成委員会等を開催して意見集約をすることが重要である。

天草市高齢者保健福祉計画及び天草市介護保険事業計画作成委員会としての役割

【老人福祉法】

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。



健やか生きいきプラン

(天草市高齢者保健福祉計画・天草市介護保険事業計画)

天草市高齢者保健福祉計画及び天草市介護保険事業計画作成委員会としての役割

健やか生きいきプラン 進捗管理と計画案策定

(天草市高齢者保健福祉計画・天草市介護保険事業計画)

- ・ 第9期計画期間中（令和6年度～令和8年度）の進捗の確認及び進め方について意見を伺う。
- ・ 令和6年度～7年度における事業計画の実施状況を踏まえ、令和8年度中に次期「健やか生きいきプラン（令和9年度～令和11年度）」の計画案を作成する。
(市長からの諮問に対し計画案を答申)

地域包括支援センター運営協議会としての役割

【厚生労働省通知

「地域包括支援センターの設置運営について」（一部抜粋）】

7 地域包括支援センター運営協議会

●運営協議会の目的

センターにおける各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すこと。

●市町村と運営協議会の役割分担

センターの設置・変更・廃止などに関する決定は市町村が行うものであり、運営協議会は市町村の適切な意思決定に関与するものである。

地域包括支援センター運営協議会としての役割

●運営協議会の構成員等

運営協議会の構成員については、次に掲げるところを標準とし、センターの公正・中立性を確保する観点から、地域の実情に応じて市町村長が選定する。なお、構成員は非常勤とし、再任することができる。

- ①介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体
(医師、歯科医師、看護師、介護支援専門員、機能訓練指導員等)
- ②介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者
(第1号及び第2号)
- ③介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- ④前各号に掲げる者のほか、地域ケアに関する学識経験者

地域包括支援センター運営協議会としての役割

●運営協議会の所掌事務

運営協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- ①センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること
 - ア．センターの担当する圏域の設定
 - イ．センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
 - ウ．センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施
 - エ．センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
 - オ．その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
- ②センターの行う業務に係る方針に関すること
- ③センターの運営に関すること
 - ・運営協議会は、毎年度、センターより書類（事業計画書・収支予算書・事業報告書・収支決算書・評価の結果）の提出を受けるものとする。

地域包括支援センター運営協議会としての役割

- ・ 地域包括支援センターの事業計画、事業実績及び評価を運営協議会に報告し、センターの運営について意見を伺う。

(スケジュール)

5月頃 事業計画への意見付記

11月頃 上半期実績報告への評価

地域密着型サービス運営委員会としての役割

【介護保険法】

(地域密着型介護サービス費の支給)

第四十二条の二

5 市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第四号若しくは第五号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

地域密着型サービス運営委員会としての役割

【介護保険法】

第七十八条の四

- 6 市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

地域密着型サービス運営委員会としての役割

- ・サービスの質の確保のため、運営状況や運営評価について報告し意見を伺う。
- ・事業計画期間中における地域密着型サービスの整備方針（計画書P 8 9）に基づく整備について意見を伺う。

今後のスケジュール

- ・ 第2回審議会（8月26日開催）
 - 審議会の役割について
 - 第9期計画の概要について
 - 地域包括支援センターについて
 - 地域密着型サービスについて
- ・ 第3回審議会（11月末開催予定）
 - 各事業の進捗状況について
 - 地域包括支援センターの運営状況等について

※審議する事項がある場合は、追加で開催する場合があります。